

# 商用車の電動化促進事業（トラック）



令和5年度 概要説明版





【令和5年度予算（案） 13,599百万円（新規）】

## 2050年カーボンニュートラルの達成を目指し、トラック・タクシーの電動化（BEV、PHEV、FCV）を支援。

### 1. 事業目的

- 運輸部門は我が国全体のCO2排出量の約2割を占め、そのうちトラック等商用車からの排出が約4割であり、2050年カーボンニュートラル及び2030年度温室効果ガス削減目標（2013年度比46%減）の達成に向け、商用車の電動化（BEV、PHEV、FCV）は必要不可欠である。
- このため、本事業では商用車（トラック・タクシー）の電動化に対し補助を行い、普及初期の導入加速を支援することにより、価格低減による産業競争力強化・経済成長と温室効果ガスの排出削減を共に実現する。

### 2. 事業内容

本事業では、商用車（トラック・タクシー）の電動化（BEV、PHEV、FCV※）を集中的に支援することにより、今後10年間での国内投資を呼び込み、商用車における2030年目標である8トン以下：新車販売の電動車20～30%、8トン超：累積5000台先行導入を実現し、別途実施される乗用車の導入支援等とあわせ、運輸部門全体の脱炭素化を進める。また、車両の価格低減やイノベーションの加速を図ることにより、価格競争力を高める。

具体的には、改正省エネ法で新たに制度化される「非化石エネルギー転換目標」を踏まえた中長期計画作成義務化に伴い、BEVやFCVの野心的な導入目標を作成した事業者や、非化石エネルギー転換に伴う影響を受ける事業者等に対して、車両の導入費の集中的支援を実施する。

※BEV：電気自動車、PHEV：プラグインハイブリッド車、FCV：燃料電池自動車

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（2/3、1/4等）
- 補助対象 民間団体等
- 実施期間 令和5年度より実施

### 4. 事業イメージ

#### 【トラック】

補助率：標準的燃費水準車両との差額の2/3、等  
（補助対象車両の例）



EVトラック



EVバン



FCVトラック

#### 【タクシー】

補助率：車両本体価格の1/4、等  
（補助対象車両の例）



EVタクシー



PHEVタクシー



FCVタクシー

#### （参考）

【バス】「環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業」、「脱炭素社会構築に向けた再エネ等由来水素活用推進事業」等にてバスの電動化を支援。

## 本公募概要説明資料について

- 本説明資料は申請のポイントや注意して頂きたい内容を掲載しています。
- 詳細は、ホームページに掲載している公募要領をご覧ください。
- 申請書類はホームページの申請書類ダウンロードページからダウンロードしてご使用ください。
- 記載要領は各々の申請書ダウンロードページに掲載していますのでご参照ください。
- ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

(本件に関する問い合わせ先)

一般財団法人環境優良車普及機構

補助事業執行部 商用車の電動化促進事業 (トラック)

電話：03-5944-0883      FAX：03-5944-0878

E-Mail：[evhojo@levo.or.jp](mailto:evhojo@levo.or.jp)

# 令和5年度 商用車の電動化促進事業（トラック）公募要領（抜粋）

令和5年6月23日

一般財団法人 環境優良車普及機構

一般財団法人環境優良車普及機構（以下「機構」）では、環境省から脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車の電動化促進事業（トラック））の交付決定を受け、機構が管理・運用する補助金を活用して、普及初期のトラック輸送における電動化の導入加速を支援し、価格の低減による産業競争力強化・経済成長と脱炭素社会の構築を推進することを目的として商用車の電動化促進事業を実施することとしています。

本補助金の概要、対象事業、応募方法及びその他の留意事項は、本公募要領に記載されておりですので、**応募される方は、本公募要領を熟読のうえ**、脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車の電動化促進事業（トラック））交付規程（令和5年6月23日環執行第5-002号）（以下「交付規程」という。）に従って**手続きを行っていただくようお願いいたします。**

●本補助金は、貨物自動車運送事業者等が電気自動車（BEV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、燃料電池自動車（FCV）であって、一定の型式により継続的に製造し市場において販売することが予定されているトラック及びバンを導入する事業に要する経費の一部を支援することにより、普及初期の導入加速を支援し、もって価格の低減による産業競争力強化・経済成長と脱炭素社会の構築を推進することを目的としています。

●本事業の実施により化石エネルギー起源のよる二酸化炭素の排出量が確実に削減されることが重要です。このため、事業完了後は事業報告書（月別の走行距離、稼働日数等の使用実績）の提出をしていただくことになります。また適正な財産管理、補助事業である旨の表示(車両へのステッカーの貼付)などが必要です。



ステッカー（LEVOから配布）

●これらの義務が十分果たされないときは、機構より改善のための指導を行うとともに、事態の重大なものについては交付決定を取消すこともあります。また、新たな申請を受理しない場合もあります。

補助の対象となる事業者は以下の事業者です。商用車を業務に用いている方であれば個人事業主から大企業まですべての方が対象になります

- ① 貨物自動車運送事業者
- ② 自家用商用車（トラック等）を業務に使用する者  
（車両総重量2.5トン超の車両に限る。）
- ③ 商用車（トラック等）の貸渡しを業とする者  
（①、②に貸渡しする者に限る。）
- ④ 地方公共団体
- ⑤ その他環境大臣の承認を得て、執行団体が適当と認め

## 補助対象車両

環境省の事前登録を受けたトラックで、以下の新車車両が対象となります。

BEV : 電気自動車

PHEV : プラグインハイブリッド車

FCV : 燃料電池自動車

車両総重量2.5トン超の車両 (事業用、自家用)

緑ナンバー

白ナンバー

車両総重量2.5トン以下の車両 (事業用のみ) ※バンタイプ含む

緑ナンバー

黒ナンバー

- 令和5年4月3日～令和6年1月31日までに新車新規登録した車両
- 事前登録された車両 (車名、型式、基準額)

事前登録された補助対象車両情報

事前登録の受付は随時行っていますので、登録され次第LEVOのホームページに公開します

8月23日現在の補助対象車両と基準額（最新はホームページにて確認ください）

## BEV 軽貨物車

会社名	モデル	バッテリー サイズ	登録区分	基準額（円）
ASF 株式会社	ASF2.0		営業用	1,160,000
三菱自動車工業 株式会社	ZAB-U68V HLDDD ミニキャブ・ミーブ		営業用	959,000
	ZAB-U68V HLDDA ミニキャブ・ミーブ		営業用	972,000
HW ELECTRO 株式会社	ELEMO-K		営業用	1,040,000



## BEV 小型貨物車 3.5t以下

会社名	モデル	バッテリー サイズ	登録区分	基準額 (円)
フォロフライ 株式会社	F1VS		営業用	1,821,000
			自家用	1,709,000
	F1TS		営業用	1,607,000
			自家用	1,495,000
	F1VS4		営業用	1,875,000
			自家用	1,763,000
	F1V		営業用	1,221,000
			自家用	1,109,000
F1T		営業用	1,007,000	
		自家用	895,000	
HW ELECTRO 株式会社	ELEMO		事業用	1,259,000
	ELEMO-L		営業用	1,276,000
			自家用	1,164,000
株式会社 EVモーターズジャパン	E1		営業用	3,561,000
			自家用	3,449,000
	E2		営業用	2,862,000
			自家用	2,750,000
日野自動車 株式会社	ZAB-XED100V		営業用	5,165,000
			自家用	5,053,000
	ZAB-XED100		営業用	5,165,000
			自家用	5,053,000

## BEV 小型貨物車 3.5t超

会社名	モデル	バッテリー サイズ	登録区分	基準額 (円)
三菱ふそうトラック・バス 株式会社	ZAB-FEAVK/ZAB-FEBVK	S	営業用	5,131,000
			自家用	5,019,000
		M	営業用	6,804,000
			自家用	6,692,000
	ZAB-FEB8K		営業用	6,966,000
			自家用	6,854,000
	ZAB-FEC9K/ZAB-FED9K		営業用	8,329,000
			自家用	8,217,000
	ZAB-FEB8U/2RG-FEB80改 /2PG-FEBS0改		営業用	7,224,000
			自家用	7,112,000
いすゞ自動車 株式会社	ZAB-NJR48AF/ZAB-NJR48AM		営業用	4,663,000
			自家用	4,551,000
	ZAB-NLR48AM		営業用	5,175,000
			自家用	5,063,000
	ZAB-NPR48AM		営業用	7,600,000
			自家用	7,488,000

## FCV 小型貨物車 3.5t超

会社名	モデル	登録区分	基準額 (円)
いすゞ自動車 株式会社	2RG-NPR88AN改	営業用	24,789,000
		自家用	24,677,000
トヨタ自動車 株式会社	2RG-NPR88AN改	営業用	24,967,000
		自家用	24,855,000

(1) 補助対象車両に関し、国の他の補助金と重複して補助金を受けることはできません。

※装置への補助金であるASV（先進安全自動車:Advanced Safety Vehicle）等は併用可能です。

(2) 完了実績報告日までに決済されない手形は完済証明が必須です。割賦といった購入形態は申請できません。

(3) 補助金を受けて購入した車両は、処分制限期間（法定耐用年数※）の期間について保有義務が生じます。

※処分制限期間 最大積載量2トン超 : 4年  
最大積載量2トン以下 : 3年  
自家用は5年（レンタルを除く）、ダンプは4年

※リースの場合、リース期間は以下になります  
最大積載量2トン超 : 48か月以上  
最大積載量2トン以下 : 36か月以上  
自家用は60か月以上（レンタルを除く）、ダンプは48か月以上

その間に売却・合併等で所有者（リースの場合は使用者）を変更する場合は、原則として、補助金を返還していただくことになります。

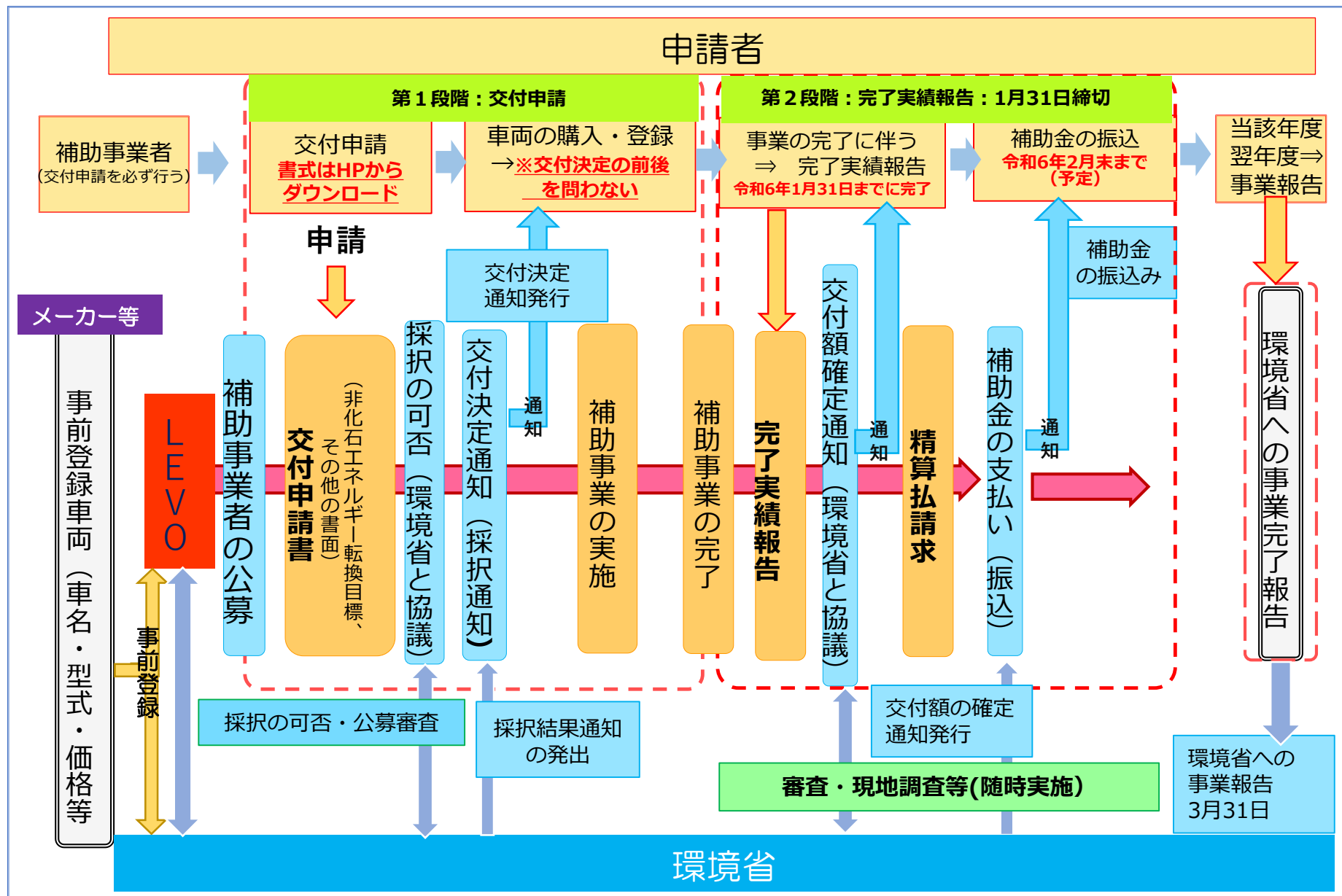
その他  
本要領に定めのない事項について機構は、関係省庁と協議を行い補助対象事業者に対し、その見解を示すこととします。

受付期間	1事業者あたりの台数	予算額
令和5年6月27日(火) ∩ 令和6年1月31日(水)	制限なし	約126億円

## 留意事項

申請に係る審査は、申し込み順に行います。

- 予算額の残額が2割程度に達した場合には、当該日付以降は申し込み順による審査を行うことはせず、当該日付から令和6年1月31日（水）までに申し込みのあったすべての交付申請を対象に審査を行います。  
また、予算残額を超える申請があった場合には、初めての事業者を優先して抽選により補助事業者を決定します。
- 受付状況は、機構のホームページで公表いたします。



申請には事業者が使用する商用車の非化石エネルギー自動車の割合を増やす導入計画の提出が必要です

車両総重量8t以下の商用車については2030年度に非化石エネルギー自動車の使用割合が5%以上であることが交付の条件となります

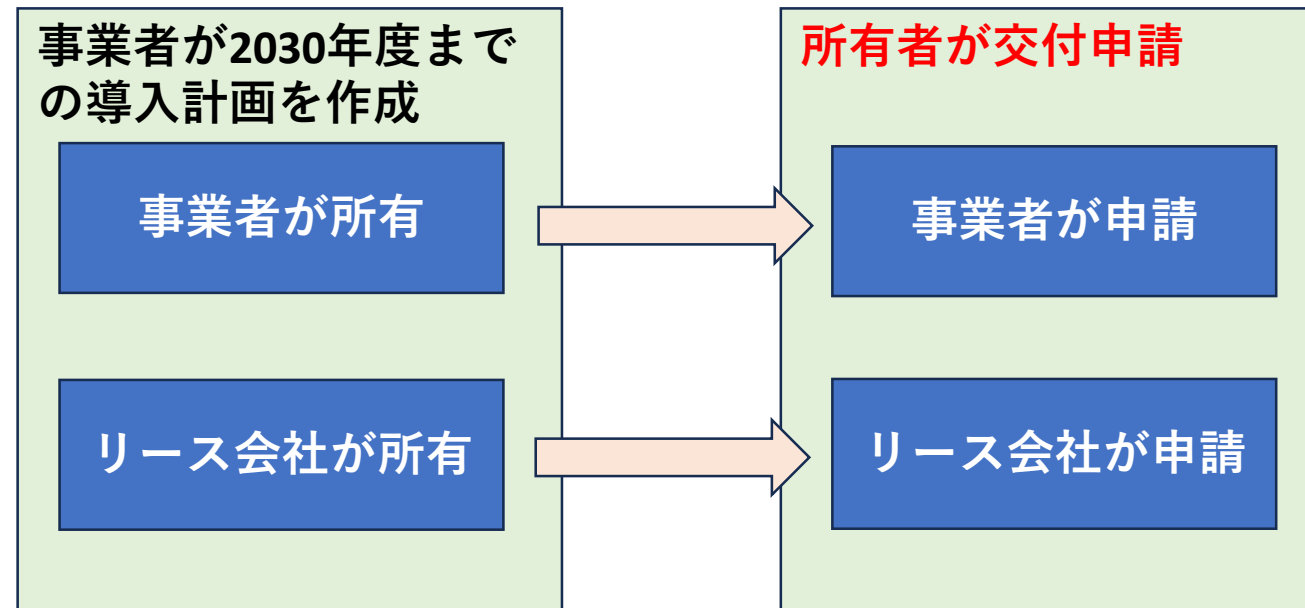
2030年度までの導入計画は経済変動などの諸般の事情により見直しが必要となった場合には随時変更をお願いします

当該年度の導入計画についても同様に見直しが必要となった場合には随時変更をお願いします

レンタカーはレンタカー会社が導入計画を作成してください。レンタカーに関しては事業者の非化石エネルギー自動車使用割合への反映は不要です

車両の所有者が申請してください

- ・事業者が所有者の場合は事業者が申請
- ・リース車両を使用している場合はリース会社が申請



リース車両を使用している場合の非化石エネルギー自動車の区分別導入台数計画書の提出方法は2通りあります

- ・事業者が作成した導入計画をリース会社が申請時に提出
- ・事業者自らが事前にLEVOに提出



## 【交付申請時】

- (1) 提出資料総括表
- (2) 様式第1 交付申請書
- (3) // 別紙1 事業実施計画書
- (4) // 別紙2 事業実施計画書（導入予定表）
- (5) 非化石エネルギー自動車の区分別導入台数計画書
- (6) 別添 誓約書（暴力団排除に関する事項（申請者が地方自治体である場合を除く。））
- (7)
  - 貨物自動車運送事業者は、貨物自動車運送事業報告規則に基づく直近の事業年度の事業報告書の表紙及び事業概況報告書(第1号様式)（写し）  
または直近の年度の事業実績報告書（第4号様式）（写し）
  - 貨物軽自動車運送事業者は、貨物自動車運送事業法第36条に基づく国土交通大臣への届出書の控え（写し）
  - レンタカー事業者は、道路運送法第80条第1項に基づく国土交通省大臣の有償貸渡許可書（写し）
- (8) 様式第1の2及び様式第1の2（その2）（抵当権の設定がある場合に限る。）

事前に事業者が提出済みの場合は提出不要です

## 非化石エネルギー自動車の区別導入台数とその割合（計画と実績） 車両総重量8トン以下

申請者（補助事業者） 氏名又は名称

変更<sup>注2</sup>

無し		有り	
----	--	----	--

代表者の役職・氏名

（貸渡し先（リースの場合）

）

本補助金の利用による野心的な導入目標を設定し、保有計画と保有実績の台数<sup>注1</sup>を記入する

（グレーの網掛けセルに記入。手書きの場合は電動車割合(%)、非化石エネルギー自動車割合(%)も記入してください）

(台数)

年度			2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	
電気自動車(BEV)	①	軽自動車	保有計画台数									
			保有実績台数									
		8トン以下 (軽自動車除く)	保有計画台数									
			保有実績台数									
プラグインハイブリッド車(PHEV)	②	保有計画台数										
		保有実績台数										
燃料電池車(FCV)	③	保有計画台数										
		保有実績台数										
非化石エネルギー自動車合計	④ =①+②+③	保有計画台数										
		保有実績台数										
全保有車両台数 <sup>注3</sup>	⑤	保有計画台数										
		保有実績台数										
ハイブリッド車（参考）	⑥	保有計画台数										
		保有実績台数										
電動車割合(%)（参考）	(④+⑥)/⑤	保有計画台数割合										
		保有実績台数割合										
非化石エネルギー自動車割合(%)	④/⑤	保有計画台数割合										
		保有実績台数割合										
非化石エネルギーへの転換の定量目標												
2030年度における貨物トラックの非化石エネルギー自動車の使用割合が5%以上												
										↑		
										判定		
										可・不可		

④の2030年度の保有台数と⑤の全保有台数との割合が5%以上であること

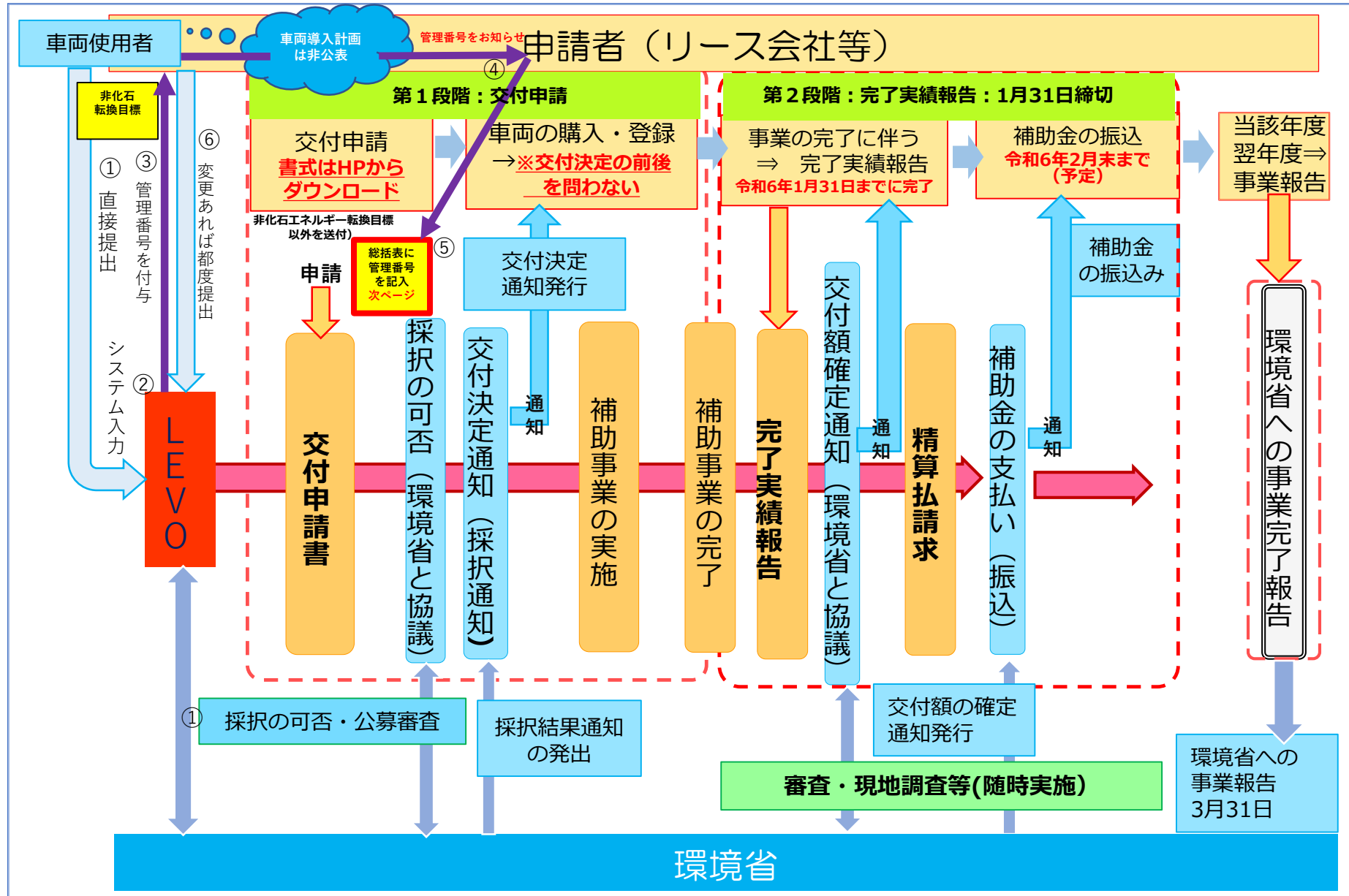
注1. 使用者の保有台数を記入（リース車両も含む）

注2. 完了実績報告時に計画の変更有無について○を記入

注3. 全保有車両台数の保有実績台数は年度末の台数を記入

事業者がリース等にて使用する車両に対して本補助金の申請をする場合で「非化石エネルギー自動車の区分別導入台数とその割合」の表を事業者が自らLEVOに提出する場合は以下の方法で提出してください。

1. 「非化石エネルギー自動車の区分別導入台数とその割合」の表をLEVOに提出してください。（電子メールまたは郵送）  
電子メール送付先 [evhojo@levo.or.jp](mailto:evhojo@levo.or.jp)
2. LEVOは受領した表を確認し、その表に管理番号を付け管理します。
3. LEVOから車両使用者にその番号を通知します。
4. 事業者はリース会社等にその番号をお知らせしてください。
5. リース会社等はその事業者の申請書提出時は[提出資料総括表](#)にその番号を記入し申請書を提出します。
6. 以後、事業者は「非化石エネルギー自動車の区分別導入台数とその割合」の内容に変更が生じた場合は都度、LEVOに変更版をご提出  
ください。管理番号は同年度内は同じ番号をご使用ください。  
次ページのフロー図をご参照ください。



# 事業者が事前に非化石エネルギー自動車導入計画を提出するフロー

一般財団法人環境優良車普及機構に提出  
「商用車の電動化促進事業（トラック）」補助金申請：提出資料総括表  
申請書を提出する前に確認して☑を記入し、申請書に同封または電子申請に添付してください

項目		☐に☑を記入
1 交付申請書 提出時	① 様式第1 交付申請書	<input type="checkbox"/>
	② 様式第1 (別紙1) 事業実施計画書	<input type="checkbox"/>
	③ 様式第1 (別紙2) 事業実施計画書(導入予定表)	<input type="checkbox"/>
	④ 非化石エネルギー自動車の区分別導入台数計画書 ※リース貸渡し先が既に提出済み(管理番号)	<input type="checkbox"/>
	⑤ 別添 誓約書(暴力団排除に関する事項 (申請者が地方自治体である場合を除く))	<input type="checkbox"/>
	⑥ 様式第1の2及び様式第1の2(その2) (抵当権の設定ありの場合に限る)	<input type="checkbox"/>
	⑦ 貨物自動車運送事業者は、 貨物自動車運送事業報告規則に基づく直近の事業年度の 事業報告書の表紙及び事業概況報告書(第1号様式)(写し) または直近の年度の事業実績報告書(第4号様式)(写し)	<input type="checkbox"/>
	⑦ 貨物軽自動車運送事業者は、 貨物自動車運送事業法第36条に基づく国土交通大臣への届出書の控え(写し)	⑦は該当する 書類を添付
⑦ レンタカー事業者は、 道路運送法第80条第1項に基づく国土交通省大臣の有償貸渡許可書(写し)		
⑧ 共同事業者名簿(共同で申請する場合に限る)	<input type="checkbox"/>	
2 完了実績報告書 提出時	⑨ 様式第11 完了実績報告書(第11条関係)	<input type="checkbox"/>
	⑩ 様式第11 (別紙1) 実施報告書	<input type="checkbox"/>
	⑪ 様式第11 (別紙2) 事業実施計画書(実績)	<input type="checkbox"/>
	⑫ 非化石エネルギー自動車の区分別導入台数計画書 ※リース貸渡し先が既に提出済み(管理番号)	<input type="checkbox"/>
	⑬ 補助対象経費に係る請求書の写し	<input type="checkbox"/>
	⑭ 補助対象経費に係る支払を証する書類(領収証等)の写し	<input type="checkbox"/>
	⑮ 補助対象車両の自動車検査証と自動車検査証記録事項写し (所有権留保を解除した場合は、新車新規登録時の自動車検査証と自動車検査証記録 事項及び移転登録後の自動車検査証と自動車自動車検査証記録事項の写し)	<input type="checkbox"/>
	⑯ 補助金精算請求書(様式第13)	<input type="checkbox"/>
	⑰ 自動車賃貸借契約書の写し(リースの場合に限る)	<input type="checkbox"/>
	⑱ リース料金算定根拠明細書(リースの場合に限る)	<input type="checkbox"/>

注) 提出資料が不足している場合には、受付不可または審査保留となる場合がありますので、充分留意願います。

事業者がリース等にて使用する車両に対して本補助金の申請をする場合で、

「非化石エネルギー自動車の区分別導入台数とその割合」の表を事業者自らLEVOに提出を希望する場合は

LEVOに直接ご提出いただき、その時付与する管理番号を申請者にお知らせしてください。

申請者は申請書ご提出時、左の総括表の欄に番号をご記入ください。

# 様式第1 (別紙2) について (今年度の台数計画)



様式第1(別紙2) 兼 様式第11(別紙2)

## 商用車の電動化促進事業 (トラック) 実施計画書 (導入予定・実績) 型式ごとに記入

変更 <sup>注1</sup>		無し					有り							
補助対象車両使用者 (リースの場合は貸渡し先)	事業者名又は個人 の場合は氏名 注2													
補助対象車両 <sup>注6</sup>	種類 <sup>注3</sup>	BEV					PHEV					FCV		
	区分 <sup>注4</sup>	軽自動車 (バン)					軽自動車 (トラック)					トラクタ		
		トラック (小型)					トラック (中型)					トラック (大型)		
	会社名 <sup>注5</sup>													
通称名 <sup>注5</sup>														
型式 <sup>注5</sup>	-													
今年度導入計画 (2月3月は対象外) (予定・実績) <sup>注9</sup>	令和5年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	導入計画台数													
	交付対象台数											-	-	(A)
	基準額/台 <sup>注7</sup>	(B)												
	交付申請額 <sup>注8</sup>	(A) × (B)												
抵当権設定の予定		有り					無し							
本事業 (補助対象車両の導入) に係る本補助金以外の国の補助金の交付又は交付申請の有無		有り					無し							

注1. 計画の変更有無について○を付す。

注2 官公庁、地方公共団体、大学、研究機関等は その名称を記入。

注3 BEV:電気自動車、PHEV:プラグインハイブリッド自動車、FCV:燃料電池自動車

注4 補助対象車両の区分における大型、中型、小型とは 大型車 車両総重量 (GVW) 12 t 超  
 中型車 車両総重量 (GVW) 7.5 t 超 12 t 以下  
 小型車 車両総重量 (GVW) 2.5 t 超 7.5 t 以下

注5 「事前登録された補助対象車両情報」に記載されている会社名、通称名、型式であること。

注6 車名、型式、車の種類、区分 (以下「区分等」という。) が同じ車両の申請台数を記載。

なお、種類等が異なる場合は、本様式 (別紙2) を複数枚記載して添付する。

注7 基準額: 「事前登録された補助対象車両情報」に記載された基準額。

注8 交付申請額: 交付対象台数(A) × 基準額/台(B)

注9 交付申請時様式第1 (別紙2) は予定台数を記入。完了実績報告時様式第11 (別紙2) は実績台数を記入。

注10 同じ型式で事業用と自家用の両方を申請の場合は基準額が異なるため、この様式は分けて記入すること。

型式ごとに作成してください

今年度導入台数計画

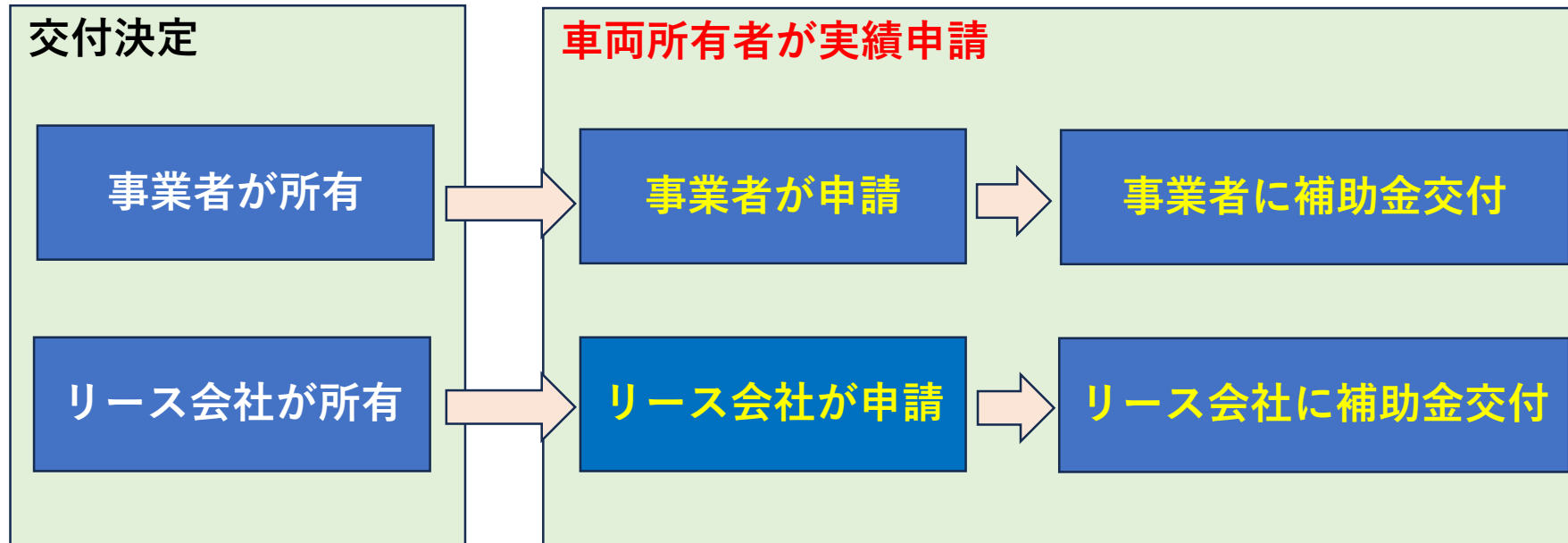
交付対象台数

基準額  
「事前登録された補助対象車両情報」に記載された基準額

交付申請時様式第1 (別紙2) は予定台数を記入  
完了実績報告時様式第11 (別紙2) は実績台数を記入

交付申請を審査後に交付決定通知を発行します。その後に完了実績報告書を提出していただき補助金の交付申請を行ってください

- ・交付の対象は交付申請時に提出していただいた台数計画に基づき令和5年4月3日～令和6年1月31日に登録された車両です
- ・計画が変更された場合は速やかに変更届の提出をお願いします。変更届が無い場合は交付ができない場合があります



## 【完了実績報告時】

- (1) 様式第11 完了実績報告書（第11条関係）
- (2) // 別紙1 実施報告書
- (3) // 別紙2 事業実施計画書（実績）
- (4) 非化石エネルギー自動車の区分別導入台数計画書
- (5) 補助対象経費に係る請求書（写し）
- (6) 補助対象経費に係る支払を証する書類（領収書等）（写し）
- (7) 補助対象車両の自動車検査証（写し）、自動車検査証記録事項（写し）  
所有権留保を解除した場合は、新車新規登録時の自動車検査証（写し）  
及び移転登録後の自動車検査証（写し）、自動車検査証記録事項（写し）
- (8) 様式第13 補助金精算払請求書
- (9) リースの場合は、自動車賃貸借契約書（写し）。また補助金がリース料金に反映されていることが確認できること。原契約書+補助金が反映された覚書でも可。
- (10) リースの場合は、リース料金算定根拠明細書（補助金がリース料金に反映されていることが確認できること）
- (11) 共同で申請する場合は、共同事業者名簿  
（規程第3条第3項の規定に基づき共同で申請する場合に、共同事業者の団体等名称、事業実施責任者の氏名・役職名・連絡先を記載すること。）

変更の有無を記入ください

見積書コピーは不要です

ネット振込みの控は金融機関の出納印が無い場合は領収証の代わりになりません

※一度提出された申請書類は、返却できませんのでご了承ください。

※機構は、必要に応じて上記以外の書類を求めることがあります。



- 自動車検査証（写し）、自動車検査証記録事項（写し）の型式が「不明」と記載された車両については、事前登録を行った車両と主要諸元が同一である書面等を添付してください。

当機構ホームページに書面のひな形を掲載しております。

## 自動車検査証の型式が「フメイ」とされた商用車に添付する書面

下記車両は、「商用車の電動化促進事業」補助金に係る車両の事前登録を行った車両と主要諸元が同一であることを証します。

記

車両製造

事業者名

型式・名称

車台番号

または、VIN番号

事前登録を

行った者

社印

責任者名

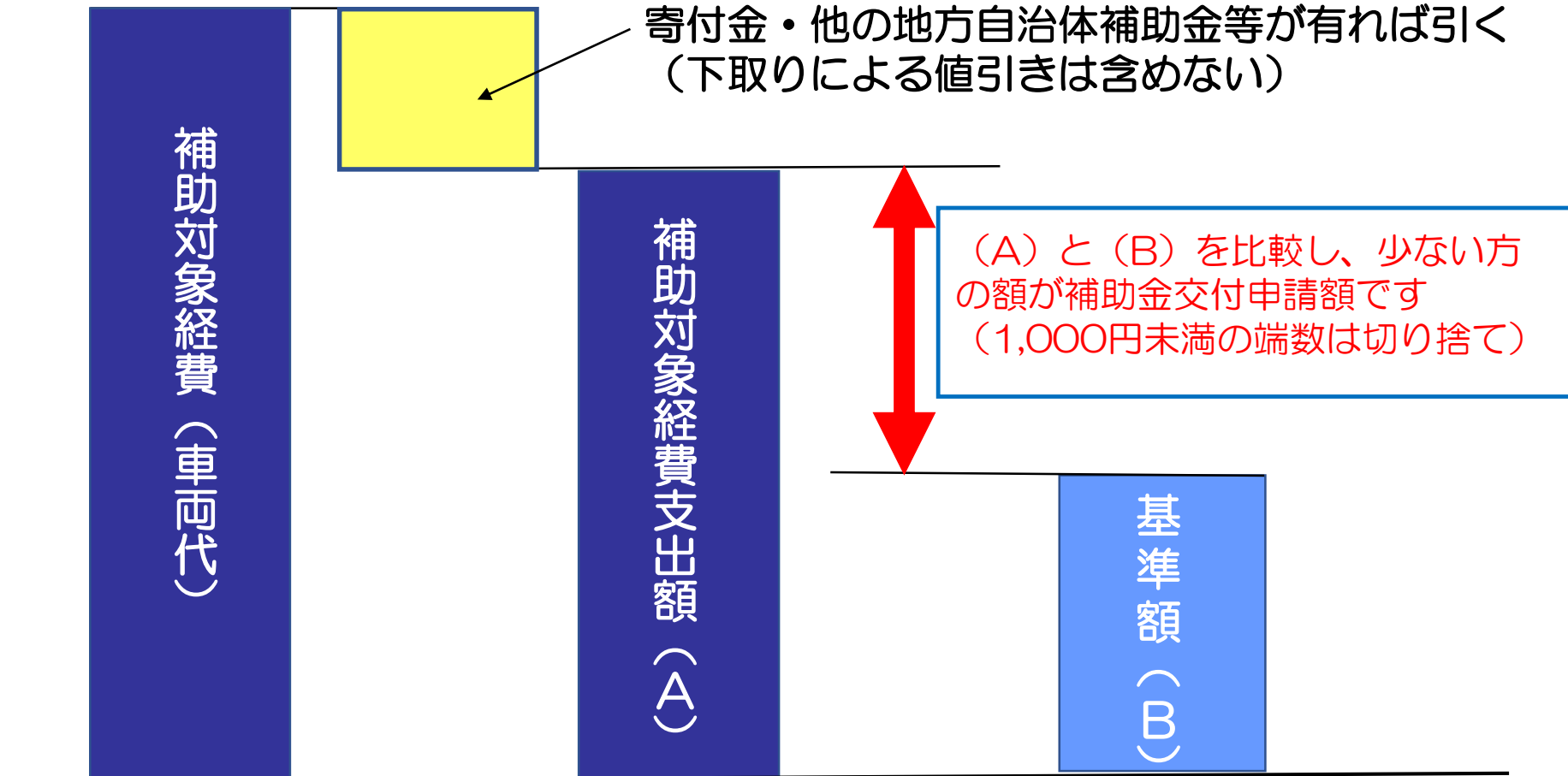
連絡先

### 【ご注意】

本補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の第29条から第32条において、刑事罰等を課す旨規定されています。

補助事業に関し不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の解除を行うとともに、支払い済みの補助金のうち取消対象となった額に加算金（年利10.95%）を加えた額を返納して頂くこととなりますので、虚偽の記載にならぬようご注意ください。

補助対象車両の基準額＝補助金交付申請額ではありません



# データ入力シートと申請書の連動について

・**データ入力シート**の着色セルに入力すると、別シートにある「様式第1」、「様式第1(別紙1)」、「様式第1(別紙2)」、「誓約書」の必要項目にも同時入力できます。また、入力にエラーがあると、セル色で警告するチェック機能も織り込みました

令和5年度 商用車の電動化促進事業 交付申請時Excelデータシート

申請データ入力シート：電子メール申請（J-Grants申請含む）の場合には、申請書類にこのExcelファイルを添付ください。  
※Excelデータシートの必要項目を記入すると、様式第1(第5条関係)・様式第1(別紙1)・様式第1(別紙2)導入予定・別添が自動作成されます。  
※委任状は必要の場合ご使用ください。  
—この色のセルに必要項目を入力してください。  
色は自動入力項目

別紙番号発行依頼にて発行された番号を記載ください。  
(別紙番号発行依頼は別紙番号不要)

貴社内での管理番号等にご使用ください。使用しない場合は空欄で可

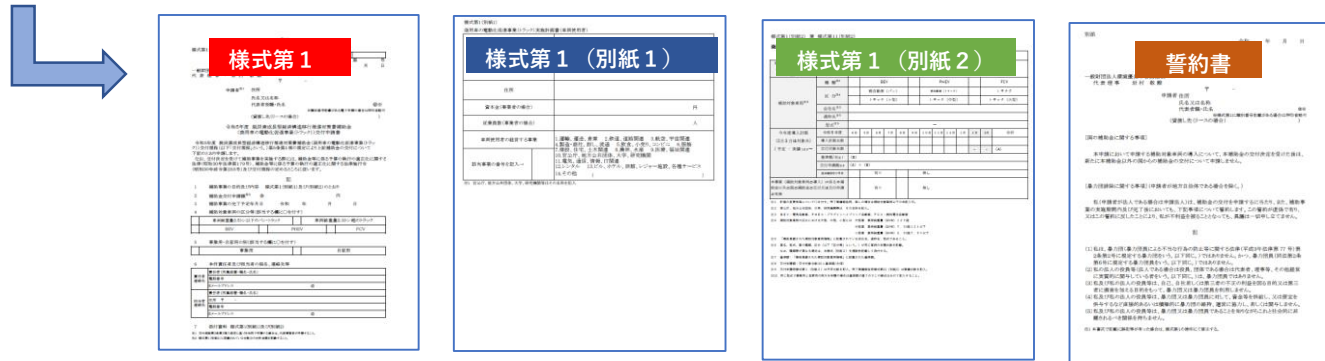
申請書作成日

個人の場合は氏名、官公庁・地方公共団体・大学

個人の場合は氏名、官公庁・地方公共団体・大学

・ 様式第1～誓約書を印刷  
またはPDF化して、申請書としてご提出ください

・ jGrants申請を含む電子メール申請時には可能であれば**データ入力シート**をEXCELのまま添付してください ※様式シートは付いたままでもかまいません



★交付申請時と完了実績報告時の2つのシートがあります

- 申請書は、ホームページの「申請書類等」からダウンロードしてください。
- 記入方法については、「申請書類等」に貼り付けてある「記入例」を参照ください。

一般財団法人 環境優良車普及機構

HOME LEVOの紹介 お知らせ 環境優良車普及 環境機器普及 調査研究 ライブラリ

申請受付は令和5年6月27日～令和6年1月31日

対象車両：トラック（BEV,PHEV,FCVに限る）  
車両総重量2.5トン超の車両（事業用、自家用）  
車両総重量2.5トン以下の車両（事業用のみ）

令和5年度予算額 **約126億円**

補助金執行事業  
商用車の電動化促進事業  
低炭素型「イービ」トラック普及  
社会変革と物流脱炭素化 他

低炭素型「イービ」トラック普及  
令和5年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(低炭素型ディーゼルトラック普及加速事業)

令和4年度補正予算 国土交通省事業  
令和4年度補正予算 モーダルシフトコンテナ専用トラック等導入事業

一般財団法人 環境優良車普及機構

HOME LEVOの紹介 お知らせ 環境優良車普及 環境機器普及 調査研究 ライブラリ

R5年度 商用車の電動化  
事業概要  
申請書類等

令和5年度 脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金

PDF形式になるためにはドビ・リーダーが必要です。

Home > 商用車（トラック）の電動化 > 申請書類等

令和5年度 脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金

申請書類等

申請書様式及び添付書類様式  
電子申請方法についてはこちらをご参照ください。

No	書類名	力	手	手	記入例
		形式	続	続	
1					
2	様式第1 (第5条関係) 交付申請書	PDF	あり	あり	
3	様式第1 (別紙1) 事業実施計画書	PDF	あり	あり	
4	様式第1 (別紙2) 事業実施計画書 (導入予定表)	PDF	あり	あり	

### ホームページの探し方

検索エンジンで「LEVO 補助金」と入力して検索し、「一般財団法人環境優良車普及機構」をクリック

⇒「令和5年度 商用車の電動化促進事業（トラック）」をクリック

クリック

クリック

https://www.levo.or.jp > fukyu > hojokin > r5\_index >

令和5年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

一般財団法人環境優良車普及機構(LEVO)では、環境省からの令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(イーゼルトラック普及加速化事業)を活用し、...

環境優良車普及機構

LEVOの紹介 お知らせ 環境優良車普及 環境機器普及 調査研究 ライブラリ

商用車の電動化促進事業

申請受付は令和5年6月27日～令和6年1月31日

対象車両：トラック（BEV,PHEV,FCVに限る）  
車両総重量2.5トン超の車両（事業用、自家用）  
車両総重量2.5トン以下の車両（事業用のみ）

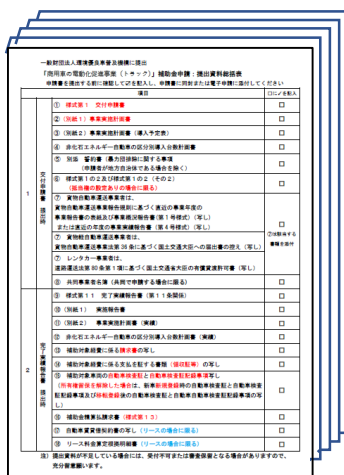
令和5年度予算額 **約126億円**

補助金執行事業  
商用車の電動化促進事業  
低炭素型「イービ」トラック普及  
社会変革と物流脱炭素化 他  
空港・港湾における脱炭素化

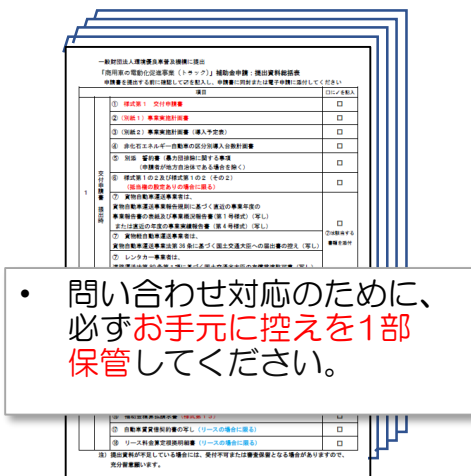
低炭素型「イービ」トラック普及  
令和5年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業)

令和4年度補正予算 国土交通省事業  
令和4年度補正予算 モーダルシフトコンテナ専用トラック等導入事業

- 申請に必要な書類は、買取・リースによって異なります。記入例を参考にし、総括表で必要書類の要否を確認してください。
- 申請書類が揃っていることが確認出来たら、
- この**総括表も申請書と一緒に送付**してください。



コピー



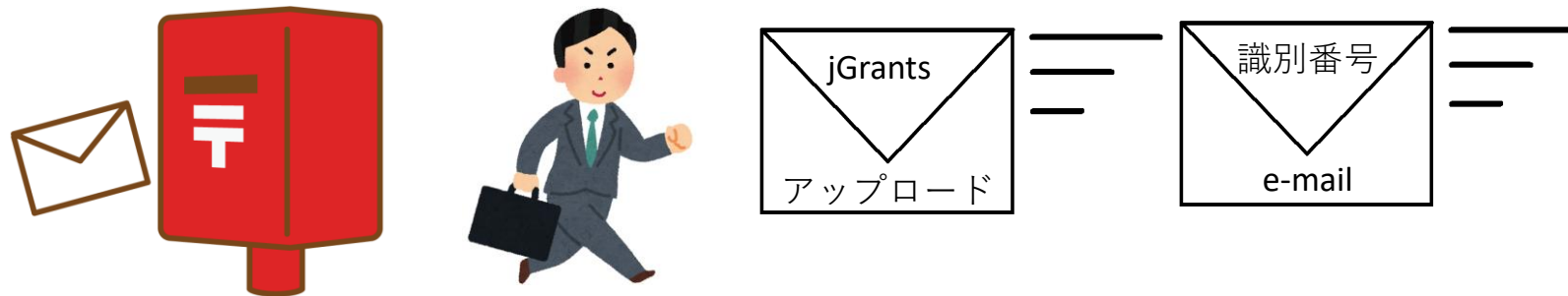
問い合わせ対応のために、必ず**お手元に控えを1部保管**してください。

一般財団法人環境優良車普及機構に提出 「商用車の電動化促進事業（トラック）」補助金申請：提出資料総括表 申請書を提出する前に確認して☑を記入し、申請書と同封または電子申請に添付してください		
項目	☐に/☑を記入	
1 交付申請書 提出時	① 様式第1 交付申請書	<input type="checkbox"/>
	② 様式第1 (別紙1) 事業実施計画書	<input type="checkbox"/>
	③ 様式第1 (別紙2) 事業実施計画書 (導入予定表)	<input type="checkbox"/>
	④ 非化石エネルギー自動車の区分別導入台数計画書 ※リース貸渡しが既に提出済み (管理番号 )	<input type="checkbox"/>
	⑤ 別添 誓約書 (暴力団排除に関する事項 (申請者が地方自治体である場合を除く))	<input type="checkbox"/>
	⑥ 様式第1の2及び様式第1の2 (その2) ( <b>抵当権の設定ありの場合に限る</b> )	<input type="checkbox"/>
	⑦ 貨物自動車運送事業者は、 貨物自動車運送事業報告規則に基づく直近の事業年度の 事業報告書の表紙及び事業概況報告書(第1号様式) (写し) または直近の年度の実績報告書(第4号様式) (写し)	<input type="checkbox"/> ⑦は該当する 書類を添付
	⑦ 貨物軽自動車運送事業者は、 貨物自動車運送事業法第36条に基づく国土交通大臣への届出書の控え(写し)	
⑦ レンタカー事業者は、 道路運送法第80条第1項に基づく国土交通大臣の有償貸渡許可書(写し)		
⑧ 共同事業者名簿 ( <b>共同で申請する場合に限る</b> )	<input type="checkbox"/>	
2 完了実績報告書 提出時	⑨ 様式第11 完了実績報告書 (第11条関係)	<input type="checkbox"/>
	⑩ 様式第11 (別紙1) 実施報告書	<input type="checkbox"/>
	⑪ 様式第11 (別紙2) 事業実施計画書 (実績)	<input type="checkbox"/>
	⑫ 非化石エネルギー自動車の区分別導入台数計画書 ※リース貸渡しが既に提出済み (管理番号 )	<input type="checkbox"/>
	⑬ 補助対象経費に係る <b>請求書</b> の写し	<input type="checkbox"/>
	⑭ 補助対象経費に係る <b>支払を証する書類 (領収証等)</b> の写し	<input type="checkbox"/>
	⑮ 補助対象車両の <b>自動車検査証と自動車検査証記録事項</b> 写し ( <b>所有権留保を解除した場合は、新車新規登録時の自動車検査証と自動車検査証記録事項及び移転登録後の自動車検査証と自動車自動車検査証記録事項</b> の写し)	<input type="checkbox"/>
	⑯ 補助金精算払請求書 (様式第13)	<input type="checkbox"/>
	⑰ 自動車賃貸借契約書の写し ( <b>リースの場合に限る</b> )	<input type="checkbox"/>
	⑱ リース料金算定根拠明細書 ( <b>リースの場合に限る</b> )	<input type="checkbox"/>

注) 提出資料が不足している場合には、受付不可または審査保留となる場合がありますので、充分留意願います。

- 申請書類の正本1部を申請先である機構へ提出してください。  
なお、申請者は申請書類の写しを保管しておいてください。
- 鉛筆や消えるペンでの記入、修正液・修正テープでの修正、金額の訂正は受け付けません。
- 申請書、添付資料は両面印刷で提出しないでください。
- 提出書類はホチキス留めはしないでください。
- 必要な書類のないもの、要件を満たしていないものは審査対象外として不採択となりますので、ご注意ください。
- 一度提出された申請書類は、返却できませんのでご了承ください。
  
- 識別番号を用いた電子メールによる申請とjGrants申請の場合は、電子メール申請による申請方法(注意点)をご参照ください。

- 郵便(締切り当日消印有効)
- 信書便(締切り当日受付印有効)
- お持ち込み(土日、祝祭日を除く、午前9時～午後5時まで)
- jGrants(補助金申請システム、締切り当日まで受付)
- 電子メールによる申請(識別番号が必要、締切り当日到着メールまで受付)



1. 識別番号発行依頼書、申請書の送付時は必ず申請者（担当者）がメール送付してください。  
トラック販売会社等、代理人のメールアドレスからは受付ません。
2. 識別番号発行依頼書、申請書のFAXでの送付は受付ません。
3. 申請書はPDFデータでご送付ください。データシートはEXCELのまま添付してください。  
非化石エネルギー自動車の区分別導入台数計画書はデータ入力シートとは別のエクセルです  
のでPDFとエクセル両方をご送付ください。  
※申請書類をPDF化する際にデータシートも一緒にPDF化して構いませんが、  
その場合も、EXCELファイルを添付して下さい。
4. jGrants申請の場合 識別番号は不要ですが、申請書一式はPDFで、データ入力シートと  
非化石エネルギー自動車の区分別導入台数計画書はEXCELでアップロードください。
5. 捨印が押印された申請書をメールで送付されても、効力はありません。  
不備があった場合は差し替えをお願いいたします。



- 電子メールによる申請の場合、機構から付与された識別番号の記載が必要となります。識別番号により、申請責任者(責任者&担当者)を明確にすることができるので、電子メール申請の場合には、代表者押印を省略することができます。

- 初めて電子メール申請する場合、申請前に「識別番号発行依頼書」を機構へメールで送ります。  
※既に識別番号を付与されている場合は、その識別番号をご使用ください。
- 機構は「識別番号発行依頼書」の内容を確認し、識別番号をメールで返信します。
- 以降、電子メールで申請する際には、データシートに識別番号を記載し、発行依頼書に記載されたメールアドレスから申請することにより、代表者押印が省略できます。(ご注意！！捨て印が無いので、不備があれば差し替へとなります。)

氏名	住所	電話番号	メールアドレス	識別番号

申請書類ダウンロードページに掲載してあります。

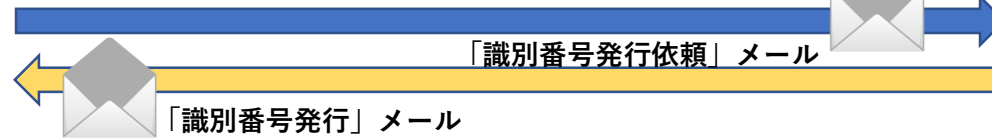
## 初回申請前作業



申請者

之代  
表者  
印

省略!

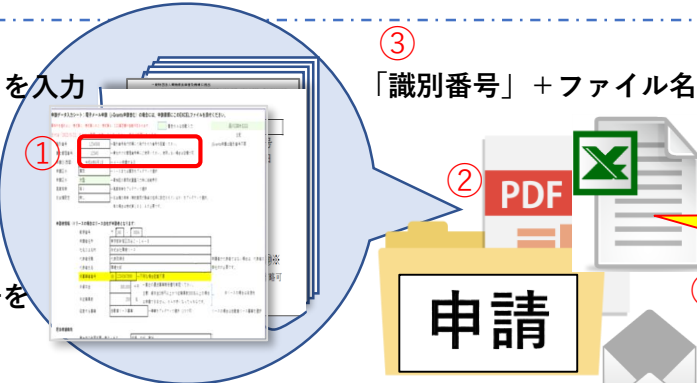


① データシートに「識別番号」を入力

② 申請書類をPDF化して1つのファイルにまとめる。

③ ファイル名の先頭に識別番号を付す。

④ 電子メール申請受付専用メールアドレスへメール送信する



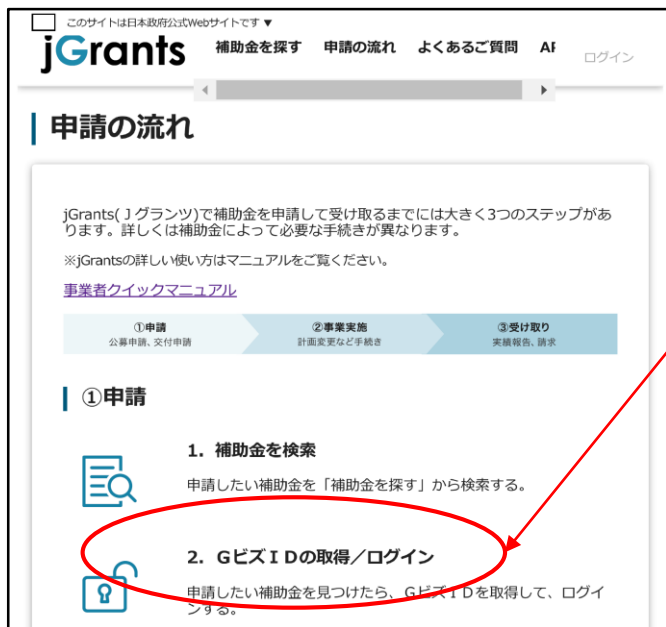
LEVO

evhojo@levo.or.jp

データシート (※後述) も添付ください

④ 電子メール申請受付専用メールアドレス  
evdenshi@levo.or.jp

- 本補助の申請をjGrants(デジタル庁の電子申請システム)で行うことができます。
- 下記URLを参照し、補助金一覧から「商用車の電動化促進事業(トラック)の補助金」を選択して申請ください。  
<https://jgrants.go.jp/>



- jGrantsは代理人による申請はできません。
- jGrants申請の場合、gBizIDプライムを使ってログインする必要があります。
- gBizIDの取得には3週間程度かかりますので、余裕をもって申請してください。  
<https://gbiz-id.go.jp/top/>
- gBizIDが取得できたら、jGrantsにログインし、「商用車の電動化促進事業(トラック)事業」を選択して申請を開始してください。



**jGrants申請ご希望の事業者はお問合せ下さい**

- 本補助金に関する、よくある質問をホームページにQ&Aとして掲載しています。  
ご参照ください。

## 商用車の電動化促進事業（トラック）







本事業については、2050年カーボンニュートラル及び2030年温室効果ガス削減目標(2013年度比47%減)の達成に向け、商用車の電動化（BEV、PHEV、FCV）は、必要不可欠です。このため、本事業では商用車（トラック・タクシー）の電動化に対し補助を行い、普及初期の導入加速を支援することにより、価格低減による産業競争力強化・経済成長と温室効果ガスの排出削減を共に実現するものです。  
このうちLEVOはトラック（BEV、PHEV、FCV）の電動化促進事業を担当いたします。

### ■ 補助対象事業者

商用車の電動化促進事業の補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者のうち、国で定める目標（目安）等に準じる非化石エネルギー自動車の導入計画を設定している事業者となります。

- ① 貨物自動車運送事業者
- ② 自家用商用車（トラック等）を業務に使用する者  
(車両総重量2.5トン超の車両に限る。)
- ③ 商用車（トラック等）の貸渡しを業とする者（①、②に貸渡しする者に限る。)

## 公募要領等

No	書類名	様式
27	令和5年度 商用車の電動化促進事業（トラック） 公募要領	
28	令和5年度 脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金 （商用車の電動化促進事業（トラック））交付規程	
29	環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について	
30	商用車の電動化促進事業（トラック）実施要領	
31	脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金 （商用車の電動化促進事業（トラック））交付要綱	
32	商用車の電動化促進事業（トラック）に関するQ&A	

補助金交付後、（様式第14）事業報告書の確認

補助対象事業者は、月別の走行データを機構に提出していただきます

- 申請年度の新車新規登録月から3月末までの期間、四半期ごとに提出
- 翌年度は半期(6か月)ごとに提出

年度終了後

「様式第14 事業報告書」を  
走行データ報告書を添付して  
提出してください。

環境優良車普及機構 宛  
FAX:03-5944-0878

**記入例**

走行データ報告書【2年度分】

申請者の会社名 社名： 環境オートリース株式会社  
 リースの場合は\*貸渡先会社名も記載 \*貸渡先： 環境優良運送株式会社

申請者の担当者名と電話番号 担当者名： 環境 太郎  
 電話番号： 03-0000-0000

LEVO管理番号

当機構の7桁管理番号

車台番号 FTR0000-0000000 車両登録年月日及び番号 2023/8/24 横浜800あ0000

登録年月日は新規登録日を記載

登録番号に変更がある場合は変更後の番号を記載する。備考欄には変更前の番号を記載し、車検証を添付してください

【月別走行データ】

2023年度				2024年度				備考
年/月	走行キロ(km)	稼働日数	備考	年/月	走行キロ(km)	稼働日数	備考	
2023年 4月				2024年 4月			【走行実績なし月間・その他】 2023/8月 架装の補修等により運行なし 2024/2月 事故修理により運行なし	
5月				5月				
6月				6月				
7月				7月				
8月	0.0	0		8月				
9月	950.0	20		9月				
10月	810.0	23		10月				
11月	883.0	20		11月				
12月	906.0	27		12月				
1月	876.0	20		2025年 1月				
2月	0.0	20		2月				
3月	943.0	23		3月				
年度計	5,368.0	153		年度計			【登録番号変更履歴】※要 車検証添付 2023/10/23 横浜800あ00000 変更	

1. 車両の「登録月」から各月の走行キロ、稼働日数を記載。  
 2. 走行のない月はゼロを記載し、備考欄に事由を簡潔に記載。  
 3. 報告2回目からは、前回報告データに書き足す要領で記載

本補助金については、国庫補助金である公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら、機構としましては補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処します。

従って、本補助金に対し応募の申請をされる方、申請後、採択が決定し補助金の交付決定を受けられる方におかれましては、以下の点につきまして、充分ご認識されたうえで、応募の申請を行っていただきますようお願いいたします。

1. 応募の申請者が機構に提出する書類には、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
2. 補助金で取得した財産（取得財産等）を、処分制限期間（法定耐用年数）内に処分（目的外使用、譲渡、交換、貸し付け、担保に供する、廃棄等）しようとするときは、事前に処分内容等について機構の承認を受けなければなりません。

所有者（リースの場合は使用者）をグループ会社であっても別法人へ変更する場合は、財産処分に該当しますので、ご注意ください。

なお、機構は必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。

3. 補助事業の適正かつ円滑な実施のため、その実施中又は完了後に必要に応じて現地調査等を実施します。
4. 補助事業に関し不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の解除を行うとともに、支払い済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還していただくこととなります。
5. なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

- 本補助金に関する運用については鋭意改善を行っていく予定です。  
申請に関するご要望がありましたら遠慮なくご連絡ください。
- 運用の改善および電動車の普及のため、アンケートやヒアリングを行う場合がありますのでご協力をお願いいたします。
- 運用の改善のため、申請書類などの修正、追加が想定されます。申請に際しては最新の申請書類をご使用ください。
- 今後も継続的に電動車の情報などを発信していきますのでご覧ください。



皆様の申請をお待ちしております

(本件に関する問い合わせ先)

一般財団法人環境優良車普及機構

補助事業執行部 商用車の電動化促進事業 (トラック)

電話：03-5944-0883 FAX：03-5944-0878

E-Mail：[evhojo@levo.or.jp](mailto:evhojo@levo.or.jp)